

行政書士 しおか

- 行政書士法制定
- 静岡県行政書士会創立 60周年記念式典



三島大社の満開の桜



静岡県行政書士会

謹んで地震災害のお見舞いを申し上げます。

このたびの地震により被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をこころよりお祈り申し上げます。

会員の皆様へ

静岡県行政書士会

「東日本大震災」募金活動への協力のお願い

平素は、本会業務につきまして格段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県行政書士会では「東日本大震災」の被災地支援のための募金活動を開始しました。寄せられた募金は、義援金として被災地の復興と被災者の支援に役立つよう日本赤十字社等に寄金を予定しています。

この災害は東日本だけでなく日本全体に影響が出ています。コンビニエンスストア等の店頭から水やパンがなくなったというばかりでなく、建材や自動車部品等の製造工場が壊滅的打撃を受けており、供給がままならずさまざまな産業が窮地に陥っています。阪神淡路大震災や新潟中越大地震の時と同じように、我が国経済は大きく影響を受けております。このような状況下、本会としましては被災地の一刻も早い復興を願うと共にその一助になればと思い、例年社会貢献事業として行なっている募金活動を、今年は「東日本大震災」の被災地支援のための募金活動に絞って実施します。

また毎年行なわれている本会の行事も、被災地の皆さんに配慮しながら実施していく予定です。恒例となっていますソフトボール・グラウンドゴルフ大会も「チャリティー大会」と位置づけ、予定していた賞品代などは義援金に寄金することと致しました。上記以外にも本会ができる事を工夫しながら年間を通じて募金活動を行なっていく所存にございます。何卒、皆々様方のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

義援金は、各支部並びに本会が備えた募金箱へ、または本会が用意します下記の義援金送金口座にお振込みください。いずれかの方法でご協力くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

1 銀 行 名	ゆうちょ銀行
3 口 座 名	静岡県行政書士会
4 口座番号	
(1) ゆうちょ銀行間の送金	記 号 12300 番 号 52600851
(2) 他の金融機関から送金	店 名 二三八（読み ニサンハチ） 店 番 238 口座番号 5260085

お 知 ら せ

静岡県行政書士会では、静岡県行政書士会自然災害基金規程第1条の目的に規定された都道府県の行政書士会に対する義援金の寄金を決定しました。寄金する単位会の行政書士会は、岩手会、宮城会、福島会、千葉会、茨城会、並びに青森会です。併せて日本行政書士会連合会が被災単位会のために実施する義援金の募集への寄金も決定しましたのでご報告します。なお寄金の総額は450万円になります。

目 次

行政書士法制定・静岡県行政書士会創立60周年記念式典について	2
日行連（第1業務部）が経営事項審査の状況視察のため来静	12
渉外家事国際委員会からのお知らせ	16
平成22年度第2回新入会員特別研修会	18
支部の活動紹介	19
お知らせ	19
投 稿 ① 検証・静岡事件	静岡支部 佐藤 吉男 20
② 不注意・嘘・謝罪	富士宮支部 保坂 昭秀 24
③ 川 柳	田方支部 山本 順平 25
行列のできる行政相談所（第26回）	26
会員の動静	28
会議議事録要約	
平成22年度 第9、10、11、12回常任理事会 第9、10回常任幹事会	32
会 務 錄	38
講習会・研修会	41
編集室・編集後記	42

行政書士法制定・静岡県行政書士会創立60周年記念式典について

行政書士法制定60周年並びに静岡県行政書士会創立60周年をむかえ、平成23年2月22日(火)、ホテルアソシア静岡において会員他約300名が出席して記念式典が開催されました。



物故会員の追悼詩を吟詠いただいた山田心青先生（志太支部 山田敏晴会員）

記念式典では、富士宮やきそば学会会長渡辺英彦様の「ご当地B級グルメでまちおこしとブランド戦略」と題した記念講演の後、関係各方面のご来賓をお招きしての式典、祝宴、御殿場支部・清水支部・富士宮支部の有志によるアトラクションが行われ、幕を閉じました。



記念講演



顕彰者表彰



富士宮支部
明るく元気な「宮おどり」



清水支部

清水支部長伊藤雅夫氏による華麗な「マジックショー」



御殿場支部
歌唱「ありがとう行政書士さん」 作詞作曲も会員です

式 辞

本日は、行政書士法制定60周年並びに静岡県行政書士会創立60周年記念式典を挙行致しましたところ、公私ともにご多忙の中、在浜松プラジル副領事をはじめ顧問国会議員、顧問県議会議員の先生方など各界の関係各位多数のご臨席を賜り、かくも盛大に記念式典を開催できましたことは、この上ない慶びであり、会員とともに心から厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、行政書士制度は、今を遡ること60年前の昭和26年2月22日法律第4号「行政書士法」として公布され、同年3月1日に施行され、爾来、幾多の改正を経て今日に及んでおります。

一方、わが静岡会は、法施行日に合わせて3月1日に創立委員会を立ち上げ、およそ半年後の昭和26年7月12日創立総会を開催し、全国のトップを切って創立され、平成23年中に人間で言う還暦を迎えることとなります。

このことは、生みの親とも言える建築代理土会、代書人として土地家屋調査員、測量員、工務所組合等の設立委員会の方々には「無から有へ」、代書人の名を行政書士と改名した生みの苦しみを克服されたご苦労や、本会館の礎となった土地を法人格のない中、あらゆる方策を講じて、いち早く取得されましたことに対し、深甚なる敬意を表するとともに「打つも撫でるも親の恩」とか申しますが、「光陰矢の如し」、今は感謝の言葉もありません。

ここで少しお時間をいただきまして、本会の歴史と特長をご紹介申し上げます。

本会設立に関わった方々については、ただいま申し上げましたとおりであります、現在、本会の運営基盤となっている会館建設は、昭和56年から57年にかけて行われましたが、それに携わった当時の役員各位のご苦労が偲ばれるのは、東海大地震に備えた耐震補強が必要や否やを建築士事務所協会に調査をお願いしたところ、地耐力のある地層まで杭打ちされているため大丈夫との太鼓判を押され、本会発展に支障のないよう取り組まれた方々の思いを重ねるとき、その力の入れ方を思い知らされたことあります。

業務面では、昭和40年代、風俗営業に関する業務、農地法に関する許認可業務を行政書士業務とするため、関係官公署と対応を忘れて取り組まれた土地家屋調査士兼業の会員、そして昭和50年代には組織再編で部制となり建設業の許認可業務の確立に活動の場を求める専業会員、その後、非行政書士排除に務めた監察活動では、静岡県及び静岡県議会の後押しを得て窓口表示板を、静岡県、静岡県警の各機関及び市町村役場に掲示するなどを経て、業務拡大期へと繋がれた当時の役員の方々の思いを忘れることはできません。

こうした活動が実ったとき、本会は全国のトップを切って建設業経営規模等評価事前審査業務と医療法人設立認可事前審査業務を静岡県から業務委託を受けるまでに至りました。その間、NPO法人化や公共嘱託制度など検討した場面もありましたが、まず業務確立が先決とする委員・役員の熱意に感謝しなければなりません。

このような活動に刺激を受け、車庫証明転じて運輸交通へ、産業廃棄物処理業、さらには外国人の出入国管理業務や相続業務にも会員の関心が高まり、業務の充実化が図られたことは、役員だけでなく会員の努力と団結の結果であり、行政書士業務の未来のため種を蒔いた先達の功績は語り尽くせないものがあります。

今やわが会は、特別法に基づく公益法人として、平成19年に財政基盤をより強固なものとするための会則の大改正に取り組み、その認可を静岡県知事から得ました。

これを受け本会は、情報化社会の下、事務局の電子化や会員との情報交換手段として会報だけではなく、ホームページのリニューアルを図ったほか、福祉活動の一環としての募金活動から一步進め、阪神淡路大震災の教訓を得て会員の拠出により自然災害基金を創設するなど、公益法人として社会貢献分野に本格的に取り組むこととし、外国人留学生支援活動に予算を投入したり、年金記録確認静岡地方第三者委員会に委員だけでなく多数の調査員を派遣し、国民の権利擁護のため、日々、努力を重ねております。

一方、財政的には、当然なことと言えばそれまでですが全国でも特異なこととされる会費の完納を継続中であり、その成果は、減価償却積立金の満額計上や社会貢献分野に少しでも寄与できればと会員意識が変化していることがあります。このことは、支部の協力あってのことであり、この面からみても、わが会の会員の意識

が高いこと、団結力を他に誇ることができます。申し上げます。

会員各位には、こうした背景を十分ご承知と思いますが、諺に「親の恩は子に送る」とあります。先達の思いは、子ならぬ後輩に伝えなければならないことを私や役員だけでなく会員各位と意識の共有を図りたいことを申し上げたいと存じます。

今、本会は、行政書士制度を取り巻く環境が激動する中「新しい酒は新しい革袋に」を合い言葉に、次世代へ継ぐべく組織再編と役員選出基準の透明性確保など役員はもとより、委員総力で取り組んでおります。

こうした中、本日は、創立以来の会員3名のご出席をいただいております。

さらに、永年、本会の発展にご尽力を賜りました方々をはじめ、50周年記念式典以降も本会の役員、委員そして事務局職員として滅私奉公、日夜を問わず本会運営にお力を注いでいただいた方々に、ささやかではありますが感謝の意を表することと致しましたことを会員各位にご報告を申し上げます。

結びに、われわれ行政書士は、社会情勢の変化とその方向性を的確に把握するとともに、行政の円滑な手続きに寄与する街の身近な法律の専門家として、常に法令等を遵守し、職業倫理に徹し、日々研鑽を重ねることが国民の利便性を高め、権利を擁護し、公正・公平な社会づくりに貢献することになることを会員の総意として誓い合う覚悟であります。それには、本日、ご参会を賜りましたご来賓各位をはじめ、これまでご厚誼を賜りました関係各位のご支援とご協力なくしては叶いません。これからも末永くご指導とご鞭撻を偏に希望し、式辞とします。

平成23年2月22日

静岡県行政書士会

会長 堀内昭次

60周年記念式典次第

第一部 記念講演

「ご当地B級グルメでまちおこしとブランド戦略」

講師 渡辺英彦氏

NPO法人まちづくりトップランナー
ふじのみや本舗理事（富士宮やきそば学会会長）

〈プロフィール〉

1959年、富士宮市生まれ。国際基督教大学教養学部語学科卒、外資系損保AFIA勤務後帰郷、「97社団法人富士宮青年会議所理事長、静岡県未来づくり学士、（有）インシュアランスブレイン代表取締役、NPO法人まちづくりトップランナーふじのみや本舗理事、富士宮やきそば学会会長、富士宮地域力再生総合研究機構代表、B級ご当地グルメで街おこし団体連絡協議会（愛Bリーグ）会長、B級ご当地グルメネットワークス（株）顧問等

第二部 式 典

- 互礼
1. 開式の辞
 2. 国歌斉唱
 3. 物故会員追悼
 4. 追悼詩吟詠
 5. 来賓紹介
 6. 会長式辞
 7. 来賓祝辞
 8. 祝電披露
 9. 顕彰
 10. 受賞者代表謝辞
 11. 閉式の辞

第三部 祝 宴

1. 開会の辞
2. 挨拶
3. 来賓紹介
4. 祝辞
5. 鏡開き
6. 乾杯
7. アトラクション
8. アトラクション講評
9. アトラクション審査結果発表
10. 賞金授与
11. 万歳三唱
12. 閉会の辞

60周年記念式典来賓名簿

在浜松ブラジル副領事

エヅアルド ロエデル フェルナンデス シルヴァ様

在浜松ブラジル副領事 通訳様

総務省静岡行政評価事務所長 平山 静雄様

財務省東海財務局静岡財務事務所長 桜井 敏行様

静岡県経営管理部文書局法務文書課主幹

岡本 玲様

静岡県経営管理部文書局法務文書課主事

芹澤 英明様

静岡市保健福祉子ども局保健衛生部

保健所生活衛生課長 清水 敏男様

衆議院議員顧問 渡辺 周様

(代理 秘書 増山敬一様)

衆議院議員顧問 牧野 聖修様

細野 豪志様

(代理 秘書 蔵野雅章様)

衆議院議員顧問 田村 謙治様

(代理 井島英博様)

衆議院議員顧問 津川 祥吾様

(代理 秘書 萩原秀美様)

衆議院議員顧問 斎藤 進様

小山 展弘様

(代理 伊藤 健様)

衆議院議員顧問 斎木 武志様

塩谷 立様

望月 義夫様

(代理 寺澤 潤様)

衆議院議員顧問 大口 善徳様

城内 実様

参議院議員顧問

榛葉賀津也様

(代理 秘書 原田 靖様)

藤本 祐司様

(代理 青島武由様)

牧野 京夫様

(代理 秘書 橋田川真人様)

奥之山 隆様

天野 一様

岡本 譲様

多家 一彦様

堀江 龍一様

(代理 秘書 瀧浪健一様)

安間 英雄様

中谷多加二様

小楠 和男様

大石 哲司様

赤堀佐代子様

野澤 洋様

須藤 秀忠様

杉山 盛雄様

伊藤 育子様

藪田 宏行様

落合 懇悟様

宮沢 正美様

大塚 善弘様

大池 幸男様

小長井由雄様

植田 徹様

池谷 晴一様

顧問（前衆議院議員）	斎藤斗志二様	日本司法支援センター静岡地方事務所長 中村 光央様
顧問（前衆議院議員）	上川 陽子様	(副所長 伴 信彦様)
顧問（前参議院議員）	土田 博和様	日本公認会計士協会東海会会長 松岡 政明様
名誉会長	宮本 達夫様	(幹事 八木達博様)
弁護士顧問	青島 伸雄様	日本公認会計士協会東海会静岡県会長 八木 達博様
日本行政書士会連合会会長	北山 孝次様	(社)静岡県建築士事務所協会会長 立道 幸男様
日行連関東地方協議会会長	國井 豊様	静岡県司法書士会会長 早川 清人様
東京都行政書士会会長	(副会長 高玉功稔様)	(社)静岡県宅地建物取引業協会会長 市川 宜克様
神奈川県行政書士会会長	中西 豊様	静岡県土地家屋調査士会会長 木村 保成様
千葉県行政書士会会長	(副会長 石川國彦様)	東海税理士会静岡県支部連合会会長 芦川 淳様
栃木県行政書士会会長	田後 隆二様	静岡県社会保険労務士会会長 白鳥 建様
埼玉県行政書士会会長	(副会長 浅野 明様)	(社)中小企業診断協会静岡県支部長 菊間 範明様
群馬県行政書士会会長	中村 利雄様	(社)静岡県建築士会会長 西山 昌行様
長野県行政書士会会長	住吉和夫様	(事務局長 萩田英之様)
山梨県行政書士会会長	(副会長 手塚理恵様)	(社)静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 望月 繁和様
新潟県行政書士会会長	高玉 功稔様	(副会長 大胡忠信様)
愛知県行政書士会会長	木村 隆志様	(社)静岡県防犯協会連合会会長 川勝 平太様
日本行政書士政治連盟会長	(副会長 池田正晃様)	(専務理事 古屋達男様)
静岡県弁護士会会长	竹内波美男様	(社)静岡県社会福祉協議会会長 上島 清介様
	(副会長 露見信一様)	(企画総務部長 石垣雄司様)
	飯沼 忠様	(社)静岡県産業廃棄物協会会長 梅原 秀夫様
	(副会長 井上吉秋様)	(社)日本自動車販売協会連合会静岡県支部長 杉山 智彦様
	相羽 利子様	(専務理事 久野保夫様)
	(副会長 竹田一男様)	中日新聞社静岡総局長 小寺 勝美様
	田宮 章様	日本経済新聞社静岡支局長 松野 哲朗様
	(副会長 豊田好文様)	日刊工業新聞社静岡支局長 伊奈 淳一様
	畠 光様	静岡建通新聞社静岡支社長 吉田 進二様
	(副幹事長 北野正一様)	(株)SBSプロモーション代表取締役 岩田 均様
	伊東 哲夫様	
	(副会長 杉田直樹様)	

顕彰者名簿

(敬称略・順不同)

静岡県行政書士会長表彰

顕彰規程第3条1号

宮 本 達 夫 (沼 津)

顕彰規程第3条2号

樋 口 侃 (三 島)
中 山 富美雄 (沼 津)
山 田 敏 晴 (志 太)
倉 田 七 郎 (西 遠)

顕彰規程第3条3号

岩 瀬 喜 臣 (静 岡)
奥 山 浩 行 (水 窪)

顕彰規程第3条4号

我 妻 和 男 (静 岡)
鈴 木 市 代 (中 遠)
岸 本 敏 和 (西 遠)

顕彰規程第3条10号

後 藤 博 行 (三 島)
市 川 未 男 (裾 野)
神 尾 瞳 (富 士)
月 見 里 和 夫 (清 水)
平 岡 康 弘 (西 遠)
日 内 地 孝 夫 (西 遠)

静岡県行政書士会長感謝状

永年会員

業務歴40年以上かつ年齢74歳未満の役員経験者
(平成23年2月22日現在)

竹岡俊好(沼津)
山下修(裾野)
川井賀雄(志太)
佐々木継雄(清水)
西島嘉道(田方)
菅沼昭治(三島)
村松一好(志太)
内山文夫(志太)
鈴木俊英(西遠)
北嶋秀三(裾野)
紅林滉(榛原)
池谷正夫(三島)
佐塚次郎(島田)
小柳津清彦(掛川)
荒川豊(三島)
山本賢(中遠)
芝田米蔵(志太)
佐塚弘行(静岡)
山下泰源(賀茂)
葉山勇海(沼津)
吉野富士男(富士宮)
遠藤晃徳(御殿場)
榎野徹(伊東)
海野雄次(清水)
加茂哲三(富士宮)
酒井眞市(中遠)

長寿会員

75歳以上で業務歴35年以上

(平成23年2月22日現在)

川村伸司(西遠) 昭和26年入会(89)
故鈴木博保(伊東) 昭和26年入会(87)
望月孝次(沼津) 昭和26年入会(85)
山口考一(沼津) 昭和26年入会(84)
大橋勝(静岡) 昭和26年入会(83)
藤田清一(静岡) 昭和28年入会(80)
堀鑑一(静岡) 昭和31年入会(83)
松井棟雄(榛原) 昭和31年入会(81)
竹内實(西遠) 昭和32年入会(80)
山本順平(田方) 昭和32年入会(79)
石野美好(西遠) 昭和35年入会(80)
後藤佐(三島) 昭和37年入会(88)

小笠原秀夫(中遠)	昭和37年入会(85)
遠藤明(沼津)	昭和37年入会(75)
八木三雄(榛原)	昭和37年入会(83)
斎藤茂夫(清水)	昭和37年入会(80)
廣原昌一(静岡)	昭和38年入会(75)
飯田恵一郎(沼津)	昭和38年入会(75)
上村保治(西遠)	昭和39年入会(78)
古谷輔範(富士)	昭和39年入会(76)
石川重臣(中遠)	昭和40年入会(81)
望月貞孝(島田)	昭和40年入会(79)
伊藤一司(西遠)	昭和40年入会(78)
石倉達夫(田方)	昭和41年入会(78)
岡本昭夫(志太)	昭和41年入会(76)
松下富士雄(志太)	昭和41年入会(80)
望月芳衛(静岡)	昭和41年入会(85)
古橋隆(西遠)	昭和42年入会(77)
川平伊津美(富士宮)	昭和42年入会(77)
山田好行(島田)	昭和42年入会(82)
伊藤恒太郎(西遠)	昭和43年入会(75)
高桐正雄(静岡)	昭和43年入会(94)
鳥井重雄(伊東)	昭和43年入会(90)
小泉眷司(島田)	昭和43年入会(75)
望月金苗(静岡)	昭和43年入会(76)
飯塚實(志太)	昭和44年入会(81)
市川公夫(富士宮)	昭和45年入会(77)
小林大八郎(富士)	昭和45年入会(76)
岩田郁孝(静岡)	昭和45年入会(78)
鈴木幸男(西遠)	昭和46年入会(82)
中村五一郎(静岡)	昭和46年入会(85)
伊奈建彌(三島)	昭和46年入会(75)
奥村諄一郎(沼津)	昭和47年入会(77)
土屋誠一(富士)	昭和47年入会(84)
鈴木和久(中遠)	昭和47年入会(83)
中茎幸治(三島)	昭和47年入会(75)
太田一男(西遠)	昭和48年入会(77)
岡本憲(清水)	昭和48年入会(75)
田中友一(富士)	昭和48年入会(77)
久保田和男(静岡)	昭和48年入会(77)
一ノ宮高治(清水)	昭和49年入会(77)
鈴木敬司(西遠)	昭和49年入会(75)
井澤みさ子(裾野)	昭和49年入会(77)
松井克幸(島田)	昭和49年入会(81)
上原勉(西遠)	昭和49年入会(87)
荻沢玲子(田方)	昭和50年入会(76)
田村壽彦(水窪)	昭和51年入会(75)

**建設業経営規模等評価事前審査業務要員
医療法人台帳記入業務要員**

創立55周年式典（平成17年11月15日）以降に退任し、
従事期間が10年以上の業務要員

1 建設業経営規模等評価事前審査業務要員

中 村 文 男 (裾野)	影 山 都 男 (富士)
高 林 和 子 (静岡)	赤 木 律 子 (静岡)
山 下 彰 (掛川)	松 下 恭 子 (掛川)
今 村 信 大 (中遠)	忠 内 清 (西遠)
松 澤 民 江 (西遠)	

2 医療法人台帳記入業務要員

鈴 木 一 彦 (三島)	服 部 正 明 (沼津)
竹 内 恒 孝 (沼津)	橋 本 正 臣 (清水)
横 澤 肇 (清水)	月 見 里 和 夫 (清水)
森 功 (静岡)	岩 田 州 生 (志太)
五 條 義 人 (島田)	岸 本 敏 和 (西遠)

定時総会 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会設営支部

1 定時総会

中 遠 支 部 (浜松市)	平成18年度
沼 津 支 部 (熱海市)	平成19年度
掛 川 支 部 (浜松市)	平成20年度
御 殿 場 支 部 (熱海市)	平成21年度
裾 野 支 部 (熱海市)	平成21年度
榛 原 支 部 (浜松市)	平成22年度

2 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

富 士 支 部	平成18年度
榛 原 支 部	平成19年度
掛 川 支 部	平成19年度
島 田 支 部	平成20年度
富 士 支 部	平成21年度
中 遠 支 部	平成22年度
西 遠 支 部	平成22年度

事務局職員

静岡県行政書士会会长表彰（事務局規程第24条）
鈴 木 瑞 枝
岩 月 千代子

60周年記念式典大会会長

堀 内 昭 次 (掛 川)

顕彰者記録

創立55周年記念式典（平成17年11月15日）以降顕彰を受けられた方々

黄綬褒章受章者

松 井 棟 雄 (榛 原)	平成22年 4月29日付け発令
---------------	-----------------

総務大臣表彰受賞者

橋 本 正 臣 (清 水)	
石 神 伊佐男 (島 田)	平成19年 6月21日受賞

倉 田 七 郎 (西 遠)	平成20年 6月19日受賞
---------------	---------------

中 山 富美雄 (沼 津)	平成21年 6月18日受賞
---------------	---------------

静岡県知事表彰受賞者

堀 内 昭 次 (掛 川)	
中 山 富美雄 (沼 津)	平成19年 5月18日受賞

樋 口 侃 (三 島)	
-------------	--

奥 山 浩 行 (水 窪)	平成20年 5月23日受賞
---------------	---------------

白 岩 正 行 (静 岡)	
---------------	--

山 田 敏 晴 (志 太)	平成21年 5月22日受賞
---------------	---------------

鈴 木 義 弘 (西 遠)	平成22年 5月21日受賞
---------------	---------------

60周年記念式典実行委員会

大 会 会 長	堀 内 昭 次 (会 長)
実 行 委 員 長	岸 本 敏 和 (副会長)
副 実 行 委 員 長	加 藤 修 (常任理事)
実 行 委 員	後 藤 博 行 (副会長)
	神 尾 瞳 (副会長)
	月 見 里 和 夫 (副会長)
	我 妻 和 男 (副会長)
	鈴 木 市 代 (副会長)
	田 中 道 博 (常任理事)
	岩 瀬 喜 臣 (常任理事)
	中 山 正 道 (常任理事)
	奥 山 浩 行 (常任理事)
	平 岡 康 弘 (常任理事)
	日 内 地 孝 夫 (常任理事)



静岡放送TVワイド番組「soleいいね」で紹介されました



静岡放送ラジオ番組「中村こずえのほのぼのワイド」に岸本副会長が出演 60周年をPR

日行連（第一業務部）が経営事項審査の状況視察のため来静

日本行政書士会連合会第一業務部の役員の皆さん、「公共嘱託の受託研究」の一貫として2月24日(木)、25日(金)の2日間、静岡県における経営事項審査の実情を調査するために来静されました。



来静された役員の皆さん

日本行政書士会連合会

遠田和夫副会長（佐賀会会長）

野崎清好第一業務部長（富山会会長）

中西豊専務理事（東京会会長）

岸本敏和第一業務部員（静岡会副会長）

川崎満第一業務部専門員（千葉会副会長）

月見里和夫第一業務部専門員（静岡会副会長）

宮川雄介事務局職員

静岡県行政書士会は、静岡県との協働として経営事項審査の審査業務を県より受託しています。

県下8会場で、年間74回ほど行われる経営事項審査の事前審査業務には、67名（23年度）の会員が審査員として従事しています。

静岡県行政書士会が県に協力し、経営事項審査の審査業務をお手伝いするようになったのは、全国の行政書士会の中でも早く、昭和58年からでした。（58年以前は、行政書士個人が県に協力していた）

今回の視察は、静岡会と、京都会（全国に先駆けて経営事項審査業務を受託）の実態を調査し、全国の各単位会に官からの業務受託を推進させるのが目的であるとのことでした。

一行は、24日京都会の視察を終え、同日午後3時から経営事項審査浜松会場（県浜松土木事務所）を視察、翌25日午前10時に経営事項審査静岡会場（県静岡土木事務所）を視察した後静岡県行政書士会館を訪問されました。



浜松会場



静岡会場

経営審査事前審査員研修会

平成23年3月15日(火)午後、静岡総合社会福祉会館601会議室において、静岡県交通基盤部建設業部主査佐野哲様を講師に迎え、経営審査事前審査員の研修会が開催されました。なお講義に先立ち、各事前審査員に委嘱状が交付されました。



委嘱状交付式



県建設業部佐野主査を講師に研修会

行政書士 しづおか

平成23年度経営規模等評価審査事前審査業務要員名簿

地 域 (土木事務所管内)	行 政 書 士					
	登録年月日	登録番号	会員番号	氏 名	住 所	電話番号
下田土木事務所 熱海土木事務所	H10.7.10	98177033	2970	藤井 正春	伊東市宇佐美1963番地の2	0557-48-0015
	H5.12.1	93171441	2740	金指俊之	伊東市荻480-16	0557-37-8970
	H10.4.10	98176585	2949	田畠 浩	熱海市清水町15-15 ニューやマダビル3階	0557-83-5593
	H14.5.15	02173102	3152	進士和典	伊東市松原771-5	0557-37-5647
	H17.2.15	05170250	3321	鈴木 亨	熱海市上多賀1046-3	0557-67-3532
	H19.4.2	07170452	3447	石井 康一	伊東市八幡野1258-3 大室高原6-611	0557-33-6061
	H20.3.15	08170333	3507	鈴木 洋好	伊東市宇佐美424-20	0557-47-5964
沼津土木事務所	S62.5.15	87170711	2384	竹内恒孝	沼津市松長729-1	055-969-2663
	S51.7.7	76170703	1857	服部正明	沼津市高島町26-8	055-925-8800
	S53.12.13	78170942	1660	鈴木一彦	田方郡函南町間宮117-1	055-978-4561
	S60.6.1	85171378	2278	瀬川 宏	三島市南田町3-19 アイダビル105	055-973-3791
	H8.4.10	96173495	100012	市原誠	沼津市中瀬町10-12	055-933-2773
	S58.6.19	83171283	2157	二ノ宮登	三島市佐野321-3	055-993-1817
	H5.12.13	93171485	2743	那須滋	田方郡函南町上沢899-12	055-978-0002
	H9.12.12	97176084	2936	岩本秀樹	田方郡函南町平井601-4	055-979-7010
	H11.4.12	99178012	3010	三枝美紀	駿東郡長泉町下土狩1347-8	055-986-1401
	H20.3.15	08170325	3500	野中房代	三島市泉町13-7	055-971-3601
富士土木事務所	S60.4.1	85171364	2264	中戸川俊充	富士市神谷471-8	0545-34-3950
	H9.6.2	97175359	2909	望月完教	富士宮市東町30-5 PBC富士宮401	0544-23-7712
	S60.9.6	85171389	2290	蜂須賀稔	富士宮市淀川町3-6	0544-27-0675
	H10.1.12	98176165	2937	鈴木喜博	富士市比奈1289-5	0545-34-0269
	H14.7.2	02173395	3159	丸山政人	富士市岩本537-120	0545-67-6332
	S63.7.11	88171113	2460	赤池成子	富士宮市万野原新田3156-8	0544-27-2168
	H13.3.9	01170642	3093	中津川浩淳	富士宮市宮町12-21	0544-22-4916
	H14.10.2	02173948	3180	横井博人	富士市川成島739-11	0545-62-0600
静岡土木事務所	S53.12.6	78170935	1625	我妻和男	静岡市駿河区鎌田96-47	054-257-2633
	S53.4.7	78170878	100001	月見里和夫	静岡市清水区東大曲町4-14	054-364-8775
	S55.7.10	80171076	1848	岩瀬喜臣	静岡市駿河区石田2-10-18	054-285-0240
	H10.4.10	98176589	2953	望月芳夫	静岡市清水区江尻台町21-21	054-364-9329
	S58.12.26	83171294	2193	横澤肇	静岡市清水区神田町1-1	054-340-2910
	H3.3.7	91170349	2611	望月敬介	静岡市清水区袖師町1974番地49	054-368-5598
	H5.4.2	93170412	2699	前田芳秀	静岡市駿河区用宗2-17-5	054-258-4969
	H12.10.2	00170128	3074	原田重紀	静岡市清水区原326-8	054-361-3766
	H13.2.1	01170501	3089	森川美佳	静岡市清水区大沢町1-19	054-355-5025

行政書士 しづおか

地 域 (土木事務所管内)	行 政 書 士					
	登録年月日	登録番号	会員番号	氏 名	住 所	電話番号
静岡土木事務所	H12. 10. 16	00170186	3077	小倉 正穂	静岡市葵区上足洗1-9-11	054-669-5613
	H11. 5. 1	99178106	3016	西村 陽子	静岡市葵区昭和町3-1 チサンマツヨン昭和203	054-251-5677
	H10. 4. 2	98176503	2943	池田 真明	静岡市清水区江尻東2-1-15 中央ビル3階	054-371-0620
	H15. 6. 20	03171963	3240	望月 俊幸	静岡市駿河区みずほ2-12-8	054-258-6834
	H18. 1. 1	06170033	3372	赤木 大輔	静岡市駿河区曲金7-11-9-5	054-282-7327
島田土木事務所	S61. 8. 1	86170495	2357	梅原 勤一	焼津市五ヶ堀之内451-1	054-627-9857
	S63. 6. 1	88170881	2452	五條 義人	島田市南2-14-12	0547-36-4085
	H6. 11. 10	94171407	2793	望月 靖子	島田市金谷河原291-2	0547-45-5882
	H8. 6. 1	96173771	2855	福田 美奈子	榛原郡吉田町住吉46-2	0548-33-2225
	H13. 9. 10	01171709	3117	増田 和紀	牧之原市地頭方516-1	0548-55-1851
	H9. 8. 1	97175563	2916	田中めぐみ	焼津市東小川1-3-35	054-626-3001
	H6. 4. 13	94170480	2759	戸本由紀子	焼津市西小川1-8-15	054-626-3362
袋井土木事務所	S56. 11. 5	81171179	2036	櫻井 隆志	掛川市掛川509-1	0537-24-6321
	H5. 8. 2	93171007	2727	中村 典雄	周智郡森町一宮5286	0538-89-7413
	S63. 3. 1	88170285	2431	鈴木 幹久	磐田市見付1517-1	0538-37-5810
	H3. 11. 1	91171422	2644	榛葉 諭司	掛川市金城1-4	0537-23-9380
	H9. 12. 1	97176036	2933	中山 正道	掛川市上張513-1	0537-23-4635
	H15. 4. 11	03171093	3206	中山 誠	掛川市上張509-24 ラビアータ203号	0537-23-2798
	H9. 10. 13	97175881	2929	白井 正則	磐田市北島23-3	0538-37-9699
	H15. 11. 7	03172873	3254	森西 正	磐田市下本郷266-58	0538-21-5877
	H13. 10. 16	01171818	3121	青嶋 雄次	掛川市上張202	0537-24-4607
	H19. 8. 1	07171377	3471	増田 隆宏	御前崎市新野1002	0537-85-7233
浜松土木事務所	S55. 11. 11	80171132	100003	岸本 敏和	浜松市南区高塚町2166	053-447-5211
	S57. 3. 27	82171213	2070	平岡 康弘	浜松市西区篠原町22478	053-449-2310
	H4. 11. 10	92171457	2690	竹田 達紀	浜松市西区入野町9745-1 KSビル201	053-445-4685
	H8. 4. 2	96173387	2842	渥美 尚人	浜松市東区積志町1208	053-434-2843
	H13. 4. 13	01170843	3099	成瀬 記言	浜松市中区高丘西3-6-14 ミチャビル2階	053-420-0210
	H5. 8. 2	93171009	100004	星野 秀光	浜松市南区高塚町2166	053-447-5211
	H15. 6. 6	03171801	100007	渡邊航三	浜松市北区三方原町476-5	053-439-0249
	H15. 6. 20	03171958	3235	塙崎 宏晃	浜松市中区中央2-6-22	053-458-0581
	H4. 4. 11	92170492	100006	酒井 和久	浜松市北区三方原町476-5	053-439-0249
	H17. 8. 15	05171731	3353	栗原 茂幸	浜松市東区西ヶ崎町55-6 2階	053-433-2232
	H19. 10. 2	07171693	3482	野末 妙子	浜松市中区中沢町27-17 2階	053-473-2600

渉外家事国際委員会からのお知らせ

平成23年3月9日、東京都行政書士会から鎌田寛二氏をお迎えして「遺言と遺言執行の実務及び遺産分割協議書の作成」について講習会を開催いたしました。

講師のプロフィール：

鎌田寛二氏は東京都行政書士会の前副会長でありまして、遺言相続関係業務の専門家として、日本各地の行政書士会から講習会の講師を依頼され、NHKやNTVのテレビにも出演される等、忙しく活躍されていらっしゃいます。また芸能人の田宮二郎や荒井注とも交流があり、故人の相続手続に携った行政書士です。

最近では、30年以上に渡って行政書士の仕事に従事し、10年以上役員を勤めた行政書士に贈られる、東京都知事感謝状を授与されています。

会員の皆様から出された質問事項の内、鎌田氏から会報に掲載許可を頂き文書回答されたものを3件、掲載させて頂きます。

質 問

遺言書に相続分の指定しかされていなかった場合、相続手続はどのようにになりますか。

回 答

1. 相続財産が、遺言書で指定された分だけの場合は、遺言書の内容に従った配分通りに実行することにより相続は完了します。
2. 相続財産が指定された分以外にも存在する場合が問題です。
 - (1) 指定分以外の財産については、遺産分割協議の方法で、分割協議書を作成します。
 - (2) この場合、遺言書と遺産分割協議書が相続を証する書面（登記がある場合⇒登記原因証明情報）として2通存在することになります。

(3) 相続人全員の合意により、遺言書の内容を盛り込んだ遺産分割協議書を作成することにより、相続を証する書面が1通となり手続の上では便利になる場合もあります。

結論としては(2)の方法でも(3)の方法でも構いませんが、私は(3)の方法をお薦めします。

※遺言書がある場合でも、相続人全員の合意があれば遺言書の内容と異なる遺産分割協議書を作成することは合法とされています。（通説・判例）

質 問

行政書士が遺言執行者になった場合、相続登記を行ってもよいか？

回 答

- (1) 結論から申しますと、遺言執行者として相続人から登記の委任を受けた場合のみ、相続登記手続は可能です。
- (2) 最高裁の判例は、遺言執行者は遺言書に記載された不動産に対し、相続による所有権移転登記の義務は負わないと判示しています。
- (3) 判例の趣旨は、相続登記は遺言執行者として執行する義務の範疇にはないが、別に登記手続を受任すれば登記は出来るという考え方です。
- (4) 私は、遺言執行者に選任された場合、遺言執行者として極力登記を行って欲しいと願っていますし、それを実践しております。

理由は、遺言執行者は民法上「相続人の代理人とみなす」と規定され（民1015）更に、委任の規定が準用されているからです。

委任の内容には、善良なる管理者としての事務処理をする義務を負い、遺言執行者が登記の委任をうけた場合は、登記申請代理人として何ら制限をうけるものでないと考えられます。（この場合、行政書士とかの資格を超えた問題と捉えています）

質問

Aさんは、母親の未婚の子であり認知されていない。

母親はAさんを出産した後別の男性と結婚し、Aさんを実家に置いて家を出て行ってしまった。その後Aさんは母親夫婦と養子縁組することもなく母親の戸籍に残ったままである。

このケースで母親が死亡した場合、Aさんは母親からの相続分は嫡出子の半分になるのではないかと思うのですが、如何でしょうか。

回答

1. 質問者がお考えのとおり、Aの相続分は嫡出でない子の相続分として、嫡出子の2分の1と云う考え方には間違っていません。

但し、具体的な事例に当てはめた場合（例えば兄弟かいないとか）結論が異なる場合があることにも注意して下さい。

2. この回答で具体例を挙げて個々に答えるのは困難ですので、嫡出でない子の法的地位を述べておきます。

(1) 嫡出でない子

嫡出でない子も、嫡出子と同様に相続人です。

この嫡出でない子の親子関係については、父子間では認知を要するとされ（民779）るから認知がない以上、子は事実上の父の相続人とはなりません。

母子間では分娩の事実によって当然に親子関係が生じ、原則として認知を要しないとの立場を採用することを明確にした最高裁の判例があります（最判昭37.4.27）。従って、子は母の第1順位の相続人です。

(2) 嫡出でない子の相続分

民法900条第4号記載のとおりです。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とするとあります。



平成22年度第2回新入会員特別研修会

平成22年9月1日～平成23年2月28日までに入会された会員の方を対象に第2回新入会員特別研修会が下記のとおり実施されました。

日 時 平成23年3月23日(木)
10時00分から18時30分
会 場 もくせい会館 2階第1会議室



時 間	講 義 内 容	担 当 及 び 講 師
10:00	開会の挨拶	常 任 理 事 加 藤 修 総務部長
10:05	日程及び資料の説明	理 事 小 池 晴 伸
10:10	会長挨拶	理 事 長 堀 内 昭 次
10:20	静岡県法務文書課長の紹介	課 長 山 崎 章 二 様
10:25	静岡県経営管理部文書局法務文書課長挨拶	副 会 長 神 尾 瞳
10:35	倫理綱領唱和	法務文書課主幹講義 コンプライアンスについて
11:00	法務文書課主幹講義 コンプライアンスについて 講 義	法務文書課主幹 岡 本 玲 様
	○行政書士の倫理と責務 (実務上の注意事項について)	理 事 緒 方 博 幸
	○行政書士会組織・運営について	総 務 委 員 白 井 正 則
	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について	総 務 委 員 松 浦 富 雄
	○行政書士の取扱業務について	静政連幹事長 神 尾 瞳
	○日本行政書士政治連盟について	
11:50	質疑応答	
12:00	昼食及び休憩	
13:00	各部からの講義	
	I 風俗保健国際部	
	(1) 風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	常 任 理 事 田 中 道 博 風俗保健国際部長
	(2) 入管・渉外家事・帰化申請等	副 会 長 後 藤 博 行
14:00	休憩	
14:10	II 建設法人労務部	
	(1) 建設業許可申請・経営事項審査等	副 会 長 月見里 和 夫
	(2) 法人設立手続等	常 任 理 事 平 岡 弘 建設法人労務部長
15:10	休 憩	
15:20	III 土木農地運輸環境部	
	(1) 農地法申請等	常 任 理 事 日内地 孝 夫 土木農地運輸環境部長
	(2) 自動車登録手続・車庫証明申請等	副 会 長 鈴 木 市 代
	(3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請	副 会 長 我 妻 和 男
16:20	質疑応答及び要望事項について	常 任 理 事 鈴 木 道 夫 総務部総務委員長
		常 任 理 事 奥 山 浩 行 コンプライアンス部長
		常 任 理 事 岩 瀬 喜 臣 広報企画部長
		常 任 理 事 中 山 正 道 法務経理部長
16:40	閉会の挨拶	副 会 長 岸 本 敏 和
17:00	意見交換会開会	
18:30	意見交換会閉会	

支部の活動紹介

静岡支部では平成23年1月29日(土)クーポール会館で新年会を開催し、元NHKアナウンサーで現在NHKホール支配人をなされている川端義明様をお招きし講演をしていただきました。講演では、情報の発信者がマス・メディアに限られていた時代は、報道機関により情報の真偽が確認されたうえで、視聴者に情報が送られて



いたが、IT技術が発展し、インターネット等により誰もが情報の発信者になることが出来るようになった現代では、我々情報の受け手は、その情報が正しいか否かに注意しながら、情報に向き合わなければならぬ等のお話をしていただき、興味深く拝聴しました。

川端義明様プロフィール

- 1975年 NHK入局
- 1985年 東京アナウンス室異動
- 1991年 夜7時のニュースキャスター
- 1993年 NHKニュース7初代キャスター
- 1998年 NHKニュース9キャスター
- 2003年 NHK沖縄局長
- 2008年 (跡)NHKサービスセンター転籍
- 現在 NHKホール支配人

お知らせ

本会事務局の岩月千代子嘱託職員（事務局長事務取扱）は、平成23年3月6日静岡県行政書士会事務局規程第32条第2項・3項に基づき再任用されました。

平成23年度 静岡県行政書士会定時総会

開催日：平成23年5月20日（金）
受付：午前10：00
開始：午前10：30
会場：熱海後楽園ホテル

東日本大震災復興支援チャリティー 平成23年度静岡県行政書士会 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

開催日：平成23年6月4日（土）
開会式：午前9：00
場所：大井川河川敷

投稿

検証・静岡事件

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 板垣退助の自由民権運動

政治改革を推し進めるに当たって、世に急進派と稳健派ということが言われるが、板垣退助はあくまで稳健派であった。

天保八年（1837）、板垣は土佐藩士の子として生まれた。山内容堂に仕えた上士である。旧百円紙幣の肖像画の主としても有名である。戊辰戦争で功績のあった戦士も明治政府では優遇されなかった。征韓論争では大久保利通や岩倉具視とは意見があわず、西郷隆盛とともに野に下ることになる。明治六年（1873）、徵兵令が発令されると、士族は侍としての身分を失い、農民は戦争に駆出されることになる。西郷は士族の不満分子の圧力で、新政府と武器を持って戦った。しかし明治十年（1877）二月十四日、西郷が西南戦争で敗れて自刃したのを目の当たりにした板垣は、武器を持って新政府と対峙することは得策ではないと考えた。

明治七年（1874）三月、土佐へ帰り、下野した江藤新平、後藤象二郎、副島種臣らと「愛国公党」を組織し、政府にその独断を阻止するため国会開設を要求し、民選議院設立の建白書を提出した。だが、政府は文明開化未然の人民に政治をさせることは、時期尚早としてうけつけなかった。板垣は、自由は土佐の山間からという思いで、片岡健吉、林有造らとともに「立志社」を結成して、J.S.ミルの「自由論」を説いた。

板垣にとって武力よりも言論が大事であった。政治というのはステータス。それは平和裏に語りかけることを意味した。だから、言論の自由こそ、民権運動の武器であった。

明治十四年（1881）七月、政府に不祥事が起った。七百億円ともいわれた国営事業を時の北海道開拓長官・黒田清隆が、わずか二十億円で業者に払い下げるという不治損耗の事件が起きた。これを機に自由民権運動が盛んになり、板垣は全国遊説をして政府に国会開設を迫った。明治十一年（1878）七月、大阪に立志社を中心とする「愛国社」を結成し、結社の団結を呼びかけると、明治十二年（1879）四月、地方に議会が認められるようになった。だが、その一方で、結社の弾圧

も行われるようになった。

明治十三年（1880）四月、集会条例が公布されると、集会に届出が必要になり、結社が解散されて、板垣は活動を土佐に制限されてしまった。

それでも、明治十四年（1881）十月、国会開設の詔勅が出され、板垣は「自由党」を結成し、十一月九日、その初代総理となった。

しかし、その翌年（1882）板垣は、岐阜での遊説中に刺客に襲われ、あやうく一命を取り留めた。

その後、三井の援助を受けて外遊したが、急進派が激化し、自由党を解党。立憲自由党の結成に参加するも、すぐ脱退。明治二十四年（1891）、板垣は立憲自由党を改称した自由党の総理になる。そして、明治二十九年（1896）第二次伊藤博文内閣の内務大臣になり、明治三十一年（1898）、大隈重信と組んで隈板内閣をつくり、政府の一翼を担ったが、同年、政界を引退した。そして、大正八年（1919）七月十六日、心臓の衰弱によりその波乱の生涯を閉じた。享年八十三歳であった。

大正六年（1917）、板垣退助の銅像は、受難地である中教院跡の岐阜城公園の中に建てられた。私は岐阜城を訪れた際、板垣退助の立像を仰いで、あらためて「板垣死ストモ自由ハ死セズ」という言葉を思い出した。

そして、静岡にもあった自由民権運動史を紐解いて、「静岡事件」を検証してみようと思った。

(二) 静岡事件の予兆

静岡事件の予兆ともいべきは、前島豊太郎の舌禍事件である。

前島豊太郎は、天保六年（1835）現在の静岡市葵区古庄に生まれた。明治九年（1876）、代言人資格をとり、明治十二年（1879）、政治演説結社としては県下最初の「静陵社」を設立した。明治十四年（1881）十月八日、夕方六時より静岡の寺町小川座で行った「事物変遷論」によって、官憲に捕らえられた。これが、舌禍事件といわれるものである。

前島豊太郎の演説は、国会開設運動と直接かかわっていなかったようで、言論と出版の自由を説いたものであった。当時、黒田清隆による北海道国営事業払い下げ事件が起きて、自由民権運動が意気盛んな時であった。

前島には、天皇をけなし誹謗した罪で禁獄三年罰金九百円の判決が下された。

前島の墓は、古庄法泉寺にあり、本堂には肖像画が飾られている。

その後、荒川高俊の舌禍事件が起きた。荒川の場合は、国会開設に触れていたので、これが勅諭に反するということだった。そして、禁獄三年罰金二百円の判決を受けた。

なお、荒川は、明治二十二年（1889）、三十四歳で亡くなっている。

これ以後、民権派に対する弾圧は激しさを加えたが、静岡県最初の政党である「改進党」が結成された。しかし、内部分裂もあって、改進党は解散してしまう。同じ頃、土居光華によって「岳南自由党」が結成され、自由党総理・板垣退助を演説者として迎えている。だが、岳南自由党も集会条例の改正によって解党を余儀なくされる。そんな中にあって、「浜松遠陽自由党」が氣を吐いていたが、これもやがて解党。その後、結成された「浜松立憲帝政党」も解党してしまう。

板垣が静岡へ来たのは、明治十五年（1882）三月十三日のこと。両替町の魚分旅館へ投宿した。十四日、寺町の感應寺で演説を行い、十五日、攬眠社の前島、荒川を訪ねている。

板垣の演説は民主主義を鼓舞したものだったので、これを聞いた相原尚文が憤慨して、やがて板垣を襲うのである。なお相原は、静岡県小笠郡横須賀小学校長であった。

（三）板垣退助の遭難

相原は、板垣が明治十五年（1882）四月三日、岐阜の愛知・岐阜二県連合歓迎会に出席することを知った。そこで、家に遺書を残し、名古屋に出た。名古屋には、相原の生家があった。生家へ寄るべきか相原は悩み、その周りを徘徊した。結果決意が鈍るのを恐れて、生家を立ち去った。そして、凶器となる短刀を求め、弟・尚友に決別の漢詩を送った。そこには、相原の悲壮な決意が伺われる。

低回何處是金城。無限愁心無限情。風雨蕭々蘇水寒。

丈夫一去豈期生。

相原は、静岡での板垣の演説を聞いて、板垣を共和主義者と思い込んでいたのだ。

四月五日、板垣は岐阜の玉井屋へ投宿。相原も同宿して機会を伺った。しかし、宿には有志が大勢いて手を下すことができない。

四月六日、相原は板垣が中教院での歓迎会に出ることがわかったので、この時を狙うこととした。中教院は木立に囲まれたさびしい所にあった。板垣はあいにく旅の疲れが出て、風邪気味だった。微熱を押して人力車を走らせた。挨拶が終わると、すぐ席を立った。

午後六時。玄関を出たそのとき。

「國賊！」

と叫ぶ暴漢が、板垣めがけて走りこみ、短刀を板垣の胸に刺した。板垣は身体を交わし、応戦しようとすると、暴漢はなおも執拗に板垣に切りかかった。この時吐いた言葉が、「板垣死ストモ自由ハ死セズ」である。

不審に気付いた有志の後藤秀一が、

「おのれ！」

と暴漢に組み付いた。暴漢はこれを必死に振りほどき、後藤を跳ね飛ばして逃げようとした。

「おのれ、待て！」

と叫びながら、後藤は暴漢を追いかけた。すると、ただならぬ殺気を感じて駆けつけた有志の内藤魯一が横手から出てきて、暴漢を投げ飛ばした。そこへ、巡査がやって来た。暴漢はあえなく逮捕された。暴漢は相原だった。相原のバックには他の組織がないということがわかって、板垣サイドも警戒を解いた。

幸いなことに、板垣の傷は軽かった。胸に二ヶ所、左頬に一ヶ所、両手に四ヶ所。付き添いの竹内綱が、付近の人家へかつぎ込み、医者を呼んで手当てをした。

板垣はやがて玉井屋へ戻った。ところが、岐阜県庁は反政府の板垣に対して冷たかった。やって来たのは、愛知病院長の後藤新平だった。

「命に別状ありません」

そして、板垣は言った。

「君は国の大患を治す名医になれるぞ」

すると、後藤も言い返した。

「高野長英は私の叔父です」

後藤は医者よりも政治が好きだったのだ。後藤はその後、板垣が見立てた通りに、政界の大物として活躍するのである。

また、板垣は竹内綱を岐阜監獄につかわした。相原に差し入れをして、減刑嘆願をした。一方の相原も、出所後東京で板垣に会い、非礼を詫びたと言う。しかし一旦故郷の遠州横須賀へ帰った相原であったが、収監地だった北海道へ再度渡るために乗った汽船から、投身自殺をした。そこは金華山沖。奇しくも、相原が板垣をおそったのも岐阜城のある山、金華山であった。これもまた不思議な縁である。

(四) 板垣退助に談判した鈴木音高

不思議といえば、これまた不思議。板垣の方もあれほど反政府運動の旗手ともてはやされたのに、この遭難事件を機に、すっかり稳健な自重論者になってしまうのである。

傷が癒えた板垣は、後藤象二郎とともに欧米視察の旅に出たのだが、この旅費を後藤象二郎と井上馨が画策して三井から二万ドル出させた。それも三井と陸軍御用達の契約を三年延長する代償だったという。のために、板垣は政府の要人から買収されて洋行したと噂され、大石や末広は脱党してしまう。そして、板垣の自由民権運動はだんだんトーン・ダウンして行くのである。

やはり舌禍事件でトーン・ダウンした前島豊太郎に代わって台頭してきたのは、岳南自由党の鈴木音高と湊省太郎である。

鈴木音高も代言人。文久二年（1862）、山岡景高の次男として生まれた。由比正雪を思わせる風采だったという。養子に入って、姓は山岡から鈴木に変わっている。

湊省太郎は、湊新八郎の長男。県庁の吏員をしていたという。

明治十六年（1883）、自由党総会で洋行帰りの板垣に、鈴木と湊は対面している。

そして、演説を終えた板垣に対して、鈴木は、

「稳健な演説を行っても政府はわれわれの演説を禁止してくる。それに対して、総理はどのように対処しろというのか。具体的にお教え願いたい。」

と、板垣に迫った。だが、鈴木の質問に板垣は、答えようとした。

そこで鈴木がなおも詰問すると、板垣は、

「我らに任せてくれたまえ」

と穏やかに説いたが、鈴木は納得しなかった。これに幹事の宮部と加藤が割って入り、鈴木の質問を打ち切らせた。

やがて、鈴木は県令の大迫貞清から公談論議禁止を命じられた。

明治十七年（1884）正月、鈴木音高は湊省太郎、鈴木辰三、宮本鏡太郎、真野真休らの同士に挙兵と政府要人暗殺による門閥政府転覆の計画をぶち上げ、資金は非常手段によって集めることにした。彼らが最初に目をつけた軍資金の調達は、第三十五銀行の通送金の強奪だった。

だが、いつもは箱根を通る通送金は、清水港から東京へ運ばれたので、箱根で強奪することは失敗に終わる。これは鈴木らにとって、まったく見込み違いとなつた。そのために、軍資金を調達することができず、木原の下宿料の支払いに困った浅井らは、大塚方へ押し込み強盗に入った。その後も鈴木辰三と宮本鏡太郎が伊藤方へ押し入った。中でも清本綱義父子は多くの強盗を働いている。湊は非常手段の発起人だったために激しく強奪を行った。もっとも大掛かりだったのは、中野二郎三郎が指揮した引佐の鈴木方へ押し入った事件である。宮崎総吾方へも押し入ったといわれている。

爆弾の実験はしたもの、静岡事件では使われていないようだ。というのも箱根で集合する予定だった計画を小勝俊吉が警視庁に密告してしまった。このあたりは、由比正雪の慶安事件に似ている。湊省太郎も紀之国橋で捕らえられた。鈴木音高もほとんど同じ頃に捕らえられている。中野も然りである。

(五) 静岡事件以前

静岡事件の以前、各地に民権運動が過激に蜂起した。

まずは、明治十五年（1882）十二月、河野広中らが民権運動を推し進めるための血盟書を作った。これを聞いた警官が河野らを捕らえ、日本初の国事犯として処理された。これは福島事件といわれている。

同じく明治十五年（1882）十一月、赤井景昭が、藩閥政治の元凶、伊藤、井上、松方の暗殺を盟約した趣意書を、警察の密偵が見つけ出して赤井を国事犯として処理した。これは、高田事件といわれている。

明治十四年（1881）十月、上地の任侠・山田丈之助が民権運動の志士に頼まれて演説会場を作っているところへ警察が止めに入ったので、山田と子分らが軍隊と激戦。山田らは逮捕され処刑された。山田はまるで国定忠治のようであった。これは、浦和事件といわれている。

明治十七年（1884）四月十七日、土地の民権運動の志士だった村上泰治が、浦和事件で手違いを起こした

照山俊三に不審を抱き、照山を暗殺して埋葬した。これを知った警察は、村上を逮捕し投獄した。そこで、同年十一月六日、村上の部下の田代栄助達が挙兵。だが、田代らは、あえなく憲兵隊に鎮圧され、死刑に処せられた。これは秩父事件といわれている。

明治十七年（1884）九月十日、東京の山岸質店を河野広体ら四人が強盗に入り、有為館に隠れた。有為館の館長・富松安正一行は警察を襲って爆弾を投げ込んだ。一行は十月二十五日、東京の飛鳥山で再会を期したが、浜松で小針も捕らえられ、富山らは国事犯ではなく、強盗殺人罪として処刑された。河野は未成年だったために、無期徒刑。これは加波山事件といわれている。

明治十七年（1884）八月十一日、民権運動の資金を得ようと、奥宮健之らが豪邸に強盗に入ろうとした平田橋で警察官に尋問を受け乱闘となった。奥宮ら一味は逮捕され処刑された。これは平田橋事件といわれている。

明治十七年（1884）十二月六日、三州田原の村松愛蔵らが、信州飯田の桜井平吉らの愛國正理社と組んで、民権運動の挙兵を試みたが、失敗。当局はこれを国事犯としては扱わず、内乱陰謀や犯人蔵匿罪の判決を言い渡した。これは飯田事件といわれている。

（六）静岡事件の検証

静岡事件というのは、自由民権運動史の最後の事件である。

明治十九年（1886）七月十日、箱根離宮の落成式に行幸した天皇を擁して山を下り、爆弾を使用して政府の要人を皆殺しにしようとした政府転覆作戦である。しかし、六月十二日、事件は未然に発覚し、同士は一網打尽に捕らえられた。

首魁は、静岡江川町の代言人・鈴木音高、研屋町の湊省太郎、浜松の中野二郎三郎であった。そして、密告者は小勝俊吉であると、中野が断言している。

小勝は高崎に創立した有信社の民権運動の志士で、静岡事件の同士ともたえず連絡をとっていた。その小勝が警視庁に密告したというのだから、静岡事件の同士にとっては、もはや万事休すであった。

はじめは、国事犯として報道された静岡事件も、やはり罪状は強盗犯となって、自由民権運動という大義名分を失ってしまった。目的のためには手段を選ばず、とはいものの、強盗は強盗。殺人は殺人。このように急進派が起こした事件の数々を検証してみると、國

事犯ならば英雄視されたかもしれない面々は、単なる犯罪者の汚名を着せられただけであった。

そして、板垣退助が唱えた自由民権運動の理念は、官憲の手によって闇の中に葬られてしまったのである。

板垣が稳健派に転じたことを鈴木音高が、演説会場でなじり倒したが、結果をみれば、それは正しいことではなかった。その後の、鈴木と湊の顛末はあわれであつたからだ。

挙兵に失敗した民権運動は、急進派として暗殺集団に化けていったのである。それは、あたかも天誅を唱えた幕臣にも似ている。幕臣たちは攘夷と言つて一体何人の異人を慘殺したことだろう。歴史はやはり繰り返した。大隈内閣の内務大臣におさまった板垣は、一体どんな思いで、急進派の民権運動を見つめていただろうか。板垣の話を是非聞いてみたいものである。

鈴木音高は、明治三十年（1897）、特赦によって釈放され、静岡へ帰つて来た。名を山岡音高に改めて、シアトルへ渡り、ハゼ・オリエンタル・ツーリング・カンパニーの社長となった。大北鉄道社長、ジェームス・ヒルと契約して、日本人移民をアメリカに送り込んだが、やがて移民は米国政府から禁止されてしまう。それでも、山岡音高は移民を送り出したので、静岡移民事件を引き起こすことになる。

大正十三年（1924）二月二十八日、鈴木音高こと山岡音高は、シアトルでその波乱万丈の生涯を閉じたという。

（七）静岡事件異聞

静岡事件にかかわった人物には二丁町の女性と浮き名を流した者も多いが、自由民権運動の同志たちに援助を尽くした女性もいる。

その一人が中野いとであった。

いとは、安政三年（1856）の生まれ。夫は中野二郎三郎である。彼女は、遠陽婦女自由党を組織して、夫の資金カンパ活動をしている。また、夫が静岡事件で検挙されると、夫は勿論、他の逮捕者の差し入れに奔走した。夫と入籍を済ませていなかった彼女は、夫が北海道送りとなると、すぐ入籍をすませ、みずからも北海道へ渡り、夫の救援活動にあつた。そして、大赦令によって釈放された夫とともに北海道を引き上げたのである。

その一方で、湊省太郎の妹・広は、悲劇のヒロインだった。

広は、慶応三年（1867）の生まれ。父母・兄とともに

に江戸から静岡へ移住してきたが、廃藩置県後、父が家族を置き去りにして上京してしまったので、苦しい生活を強いられた。

静岡事件で、兄・省太郎が逮捕されると、事件の参考人として取調べを受けた。兄が北海道送りになることが決まると、広は、兄の支援組織を作るべく努力をしたのだが、疲れ果てたのか、明治二十八年（1895）五月二十八に箱根芦ノ湖に入水自殺をした。遺骸は真野真体が処置して、蓮永寺に送られた。牢獄の兄に送った手紙が、看守らを瞠目させたといわれている。

一方手紙を受け取った兄・省太郎は、明治二十九年（1896）十一月二十七日、北海道釧路の集治監に入獄中、肺を患って病死している。広の死が兄の死期を早めたといつても過言ではない。

今、湊省太郎は妹・広とともに三松の蓮永寺に静かに眠っている。蓮永寺は徳川家康の側室・お万の方の

宝冠印塔があることで有名。そのそばに湊省太郎と妹・広の墓がある。

正面には「正念院信解日省居士 法心院妙広日貞善姉」、側面には「正明治二十九年十一月二十七日 俗名 湊省太郎、法明治二十八年五月二十八日 俗名 湊広子」と刻まれ、苔むしていた。かつては、山の木が生い茂るよう迫っていて暗かったが、最近周りの木を刈ったようで、よく日が当たるようになった。

本来ならば国事犯としてさばかれるべき民権運動は、この頃になると、政府が警視庁に命令して、すべて刑法の自然犯として取り扱うよう切り替えられたのである。

結局、静岡事件は真相がよくわからないままに、歴史の闇の中へ消えて行ったのだ。

完

投稿

不注意・嘘・謝罪

（富士宮支部 保坂昭秀）

タイトルは落語の三題嘗ではないが、ここ数年色々な業界の不祥事が発生する都度、管理トップの皆様がテレビカメラの前で「誠に申し訳ありません」と謝罪する姿が放映されている。

「トップになると大変だナ」

「なあに、監督報酬の中には謝罪手当も含まれているから、精神的負担は軽いと思うよ。普段、部下に対し威張っている手前、少しプライドが傷つくと思うが」と巷の声。

自分のチョンボは心底お詫び出来るが、部下のミスで謝罪する時は何か割り切れない。現代っ子は、上司は自分達より多額な報酬を手にしているから、当然と言う考え方の人が多い。

第一の人生時ミッチャリ叱られた事は二つある。地元の金融機関に勤務していた四十歳時、新規店舗開設委員を命じられた時の話、新規来店顧客の獲得方法について、店内ミーティング、若い女子職員いわく「昔から将を射んと欲すれば馬を射よと言われます。何か近

隣の主婦をターゲットに、例えば子供の絵画、書道などロビーに展示したらどうでしょうか？」

「うーん そのアイデア貰った」

早速、近隣の子供絵画教室、書道教室を表敬訪問、趣旨を説明し了解を得た。結果は新規主婦顧客からの口コミ口座開設が相次ぎ、わが子の才能自慢の競合となってしまった。また、得意先職員を通じ、新規取引先の日曜画家から、私の油絵も展示して欲しい旨申し出があった。早速、借用し子供の絵画隣に展示、約一週間経過、卓上の電話ベル怒った声「私の作品を軽視しているね。子供の絵画と並べて展示とは何事。もう貸さないし、お宅との取引も止めた」

会社員ながらかなり有名な日曜画家、いたくプライドを傷つけたらしい。ともかく、早速展示場所を替え、謝罪に務めた。

その二 これも好意ある新規取引先から丹精した菊三鉢を展示してくれとの申出、持ち込まれた菊は見事な作品、来店客から職員がやっているのかと言う質問

続出、しかし数日後、菊の生気がなくなり、萎れ始め、よく見ると油虫が葉裏にビッシリ、私も他の職員も菊に関心の有る人がすくなく、気付かなかつた。

結果を見に来た菊の所有者「心ここにあらざれば見るものも見えず「貴方の所へはもう貸さない、某取引銀行では支店長が毎朝菊の面倒を見ている。お宅との取引もキャンセルだ。」この件も、板張り応接間に正座し陳謝に務めどうやら勘弁していただいた。「もう、

取引先から自慢作品を借用展示するのは止そう」

行政書士を開業し、理屈が有っても顧客の誤解から文句言われる事がある。先輩曰、「我々の職業は客商売、トラブルとして言いたい事があっても相手のメンツをたてて一步さがらなきゃ、論争は顧客を一人失う結果となるよ。こんな時、頭を下げるのはその顧客に対してでなく、頂く報酬に頭を下げるんだと悟ったら我慢出来る様になったよ。」

慢心にしつへ返しの風当り

古時計過去の思い出しのばせる

悠々としがらみ切つて凧が舞う

世渡りが下手でも妻は惚れている

車座で解いた言葉に謎がある

言い足りぬ言葉も妻は聞き分ける

ティータイム猫も嫌がる今日の愚痴

ケイタイが無くて
びっくり思案頼



平成廿三年二月廿五日 山本順平

じゅん
平

「行列ができる行政相談所」

第26回

所長 役 所 行 蔽



産業廃棄物収集運搬業を始めようと思ひます。必要な手続きの基礎について教えてください。



産業廃棄物の収集運搬は、運搬や処理を専業としている方に限らず、事業形態によっては必要になることもあります。ご自身の事業が廃棄物処理法の対象になるのか否かを十分に確認して間違いないないようにすることが大切です。もし許可が必要な行為を無許可で行ってしまったときには「知らなかった」では済まず、重い罰則が待ち受けています。また、技術用語が多いこともあり初めての方にはわかりにくい部分も含まれていますので行政書士等の専門家に相談するなどして間違いないように事前に十分に準備してください。

① 許可品目

収集運搬業は許可を取得すれば何でも収集運搬ができる許可証ではありません。例えば「紙くず」、「廃プラスチック類」、「金属くず」等の品目を指定された許可となります。「紙くず」の許可だけで「廃プラスチック類」の収集運搬はできません。(許可品目以外のものを収集運搬すると即違反です。)従って、収集運搬の対象物は申請前に決定しておく必要があります。

この区分は法令により定められています。何が産業廃棄物に該当するのかも法令で定められています。品目により、業種指定により品目を限定しているもの(例えば「紙くず」、「木くず」等)と、その品目全てが産業廃棄物になるもの(例えば「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」等)があります。産業廃棄物の中でも有害性等が高いものは「特別管理産業廃棄物」に指定され、この収集運搬には「特別管理産業廃棄物収集運搬許可」が必要です。特別管理産業廃棄物に該当する基準も法令で定められています。

また、事業活動による廃棄物が全て産業廃棄物ではなくいわゆるオフィスごみや事務所の給湯室のごみは「事業系一般廃棄物」に該当し産業廃棄物収集運搬業

では扱えません。事業系一般廃棄物の収集運搬には「一般廃棄物収集運搬業」という別の許可が必要になります。産業廃棄物の「紙くず」の許可だけでオフィスごみの収集運搬を行うと違反になることがありますので注意が必要です。何が産業廃棄物に該当し、どんな許可を受けなければならないのかの判断は素人判断をせず、専門家(行政書士)によく相談して確認してください。

② 収集運搬業許可申請の提出先

収集運搬業許可申請の提出先は、「産業廃棄物を積み込む場所」と「産業廃棄物を搬入する場所」を管轄する自治体(都道府県知事または保健所を設置する政令市等)になります。このため、積み込みや搬入の場所によって管轄する自治体それぞれに許可を出さなければならぬいため、営業エリアが広いと複数のしかも遠方の自治体にも許可申請が必要なこともあります。ただし、積み込みや搬入を伴わないのであれば通過地の自治体の許可は必要ありません。

注) 平成22年5月19日公布の改正廃棄物処理法等により産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されます。施行は平成23年4月1日ですが具体的な運用と事務取扱等については本稿作成時点では未定のため、改正についてはホームページ等で最新情報を確認してください。

③ 手続きの種類

大まかに分けて「許可申請」と「届出」があります。許可申請は事前に提出する必要があります。許可前に事業を始めてしまうと違法となります。届出の場合は変更事項等が生じてから速やかに届け出ることが必要です。許可申請は「新規許可」、「更新許可」、「事業範囲変更許可」、届出には役員や名称等の「変更届」、事業の「廃止届」等があります。

新たに収集運搬品目を追加するときは「事業範囲変更許可申請」が必要です。車輌等の変更は「変更届」で足ります。(ケースにより異なることがあるので必ずご確認下さい。)

廃棄物に関する法令は技術的な要素も絡み複雑ですが、どんな事業をしたいのかの計画を立てられまし

たらお近くの行政書士に相談され、万全を期して事業開拓に役立てていただければと思います。

静岡県行政書士会 運輸環境委員会
長谷山 朗



住宅の建替えを検討しています。高台の上にたっているのですが、それゆえにそのまま建替えていいか心配です。どのような法律があるか教えて下さい。



ご質問の内容は、がけなどの高低差がある場所での安全な建替えに関してのご質問と理解します。

確かに、なにも考えず老朽化した住宅を建替えて、あとで家が傾いてしまった、地震などでがけが崩れてしまった、などなど高低差がある場所で建物を建替える時は本当に大丈夫かなーとご心配になるかと思います。

そこで静岡県では静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）という取り決めがあります。

こまかに専門用語がいろいろと書いてありますが、要点をまとめるとこののような意味です。

がけの上に建物を安全に建築するには大きくわけて4つの方法があります。

- ① がけののり尻からがけの上までの高さの2倍離して建物を建築する。
- ② がけをカットしてがけの傾斜を30°以下する。
- ③ 建物の基礎をがけの傾斜角30°以下のラインより下の深さまでにするか、30°以下のラインより深く管鋼杭を打つ。
- ④ 堅固な擁壁を築造する。

などです。

土地の大きさや建物の間取り、外観、予算などを考慮して建物を設計している方と御相談してどの方法が

一番よいのかご自分で選択するのが良いと思います。

特に擁壁の築造を選択する場合には、擁壁にかかる荷重などを建物の荷重もあわせて専門家に設計してもらうとよいでしょう。

実は、それだけでは充分でなく、法律とは別に、地盤の調査をしっかりと行ってもらうとよいでしょう。

野菜を育てる時、いい土、悪い土があるように建物の建築の際にも、建築にむいた堅固な地盤と建築に向むいた柔軟な地盤があります。一般的に昔田んぼだった土地を埋め立てた土地の中はやわらかいです。

高低差がある場所に建築するのであれば、その高低差を考慮するのも大事ですが、ご自分の居住している場所の地中はどのようにになっているのか知っておいて対策をたてることも非常に大切なことです。

せっかく建替えるのであれば、5年後、10年後にもトラブルに巻き込まれないようにこの際しっかりと検討対策をたてて快適な建物を建築していただきたいものです。

詳細は最寄の行政書士に御相談ください。

静岡県行政書士会 土木農地委員会
倉田 清人

講習会・研修会

家事業務講習会

日 時 平成23年3月9日(水)自13時00分至17時00分

会 場 シズウェル703会議室

講 師 東京都行政書士会 鎌田 寛二様

出席者 会長 堀内、副会長 後藤

部長 田中、委員長 大高

委員 杉浦、石上

受講者数 158名

講題・研修議題

- (1) 遺言と遺言執行の実務及び遺産分割協議書の作成



経営事項審査講習会

日 時 平成23年3月15日(火)自10時00分至16時30分

会 場 シズウェル703会議室、601会議室

講 師 午前の部 静岡県建設業課許可班 佐野様

午後の部 静岡県建設業課許可班 佐野様

出席者 副会長 月見里、部長 平岡

委員長 鈴木幹

委 員 梅原、前田、増田、塩崎、鈴木亨
竹田

講題・研修議題

(午前の部) 経営事項審査申請について

(午後の部) 経営事項審査事前審査員必須研修





太極拳を始めました。
運動不足解消と体力向上を目指して何かやりたいと思っていましたが、一人でジョギングや散歩などを続けることは、何でも三日坊主の小生にはなかなか出来ないだろうと思い、週一回太極拳の教室に通うようになり四ヶ月になりました。

太極拳と一口に言っても、陳式太極拳、楊式太極拳、呉式太極拳、孫式太極拳、武式太極拳の五大流派があり、中でも全国的に愛好者が多いのが楊式太極拳で、小生が習っているのもこれになります。

楊式太極拳は、ゆったり伸び伸びと動くのが特徴です。見た目にはゆっくりした動きなので、体にあまり負担が無いように見えますが、ほとんどの動きを中腰で行うため下半身が鍛えられると共に、身体がとても温かくなりエネルギーが消費されることになります。四ヶ月の間に四キロ痩せる事ができました。

現在は、二十四式太極拳と三十二式対極剣に取り組んでいます。二十四式とか三十二式というのは、その数だけ形がありその套路（表演の順番）を覚えるのに頭を使い、良い脳トレーニングと良い気分転換になっています。

三日坊主の健康志向

最近、知り合いの女性が亡くなりました。
体調を崩してから7ヶ月、自分より2歳若い43歳でした。

新聞の訃報欄には、彼女の他にも何人かの名前が掲載されていましたが、訃報を知らせる文章はどれも似たようなもので、そこから故人がどのような人生を送ったかを窺い知ることは出来ません。

しかし、そのような特徴のない文章の裏に、亡くなつた人毎の様々な人生や、故人に対する多くの人達の思いが隠されていることか…

合掌

居残り佐平治

ちょっと風変わりな（と僕らは思っていた）友達がいた。

彼は贈る恋人もいないのに、毎月給料が入ると女性が喜びそうな結構高価なアクセサリー類を買うのが趣味だった。僕らは「馬も買わずに鞍買う」馬鹿とからかった。すると彼は真顔で、君らは運転免許もないのに車を買うのか。まずは車を買う前に免許を取るだろうと反発してきた。

風の噂では、その後、彼はこのアクセサリーのよく似合う素敵な女性をゲットしたらしい。

さてさて、物事の順序や段取りはどちらが正解なのだろうか。こんなどうでもいいようなことを毎日考えながら、広報委員2期目が終わる。

サユリスト

パン作りにはまっています。きっかけは、東日本大震災の後、店頭にパンが並んでいない、という報道を見て、じゃあ朝食用に久し振りに焼くかぁ～という気分になったからです（とはいって、一時的にパンが消えたのは震災直後の配送の混乱と、あとは主に首都圏の話のようですね）。材料にイーストではなく天然酵母（顆粒ですが）を使用してみたら、かめばかむほど味が出る、ちょっと懐かしいような味のとりこになってしまい、その後、全粒粉を入れてみたり、油・卵抜きで作ってみたり…週末になると一人コネコネしています。回数を重ねるたびに、「まだコネが足りない」「今日は水分が少ない」の感覚が微妙に分かるようになりました。…しかし、分かるだけで、どうフォローをすれば良いのかまで分からず、まだまだ初心者なところ。この行政書士しづおかには「趣味のページ」という企画があるので、そこに堂々と投稿できるくらいパン作りを極めたいものです。

訳あり商品

編集後記

広報委員長に任命されて早いもので2年が過ぎました。2年の間、頼りない委員長を支えていただいた部長や広報委員の皆様、忙しい中にもかかわらず原稿を作成・投稿してくださった会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

思い出に残るのは静岡空港や静岡ホビーフェアの取材です。静岡空港では、とても楽しい遠足のような気分になれましたし、暑い最中の静岡ホビーフェアの取材は午前中に仕事のトラブルを処理してなんとか編集委員の皆さんと合流して取材したのもいい思い出です。

年度もかわり、広報委員会も新メンバーを迎えてスタートする予定です。内容も一新される新しい取り組みになります。

広報誌は会員の皆様一人一人の協力により支えられています。今後ともご協力をお願ひいたします。2年間本当にありがとうございました。



春爛漫

満開の桜の下で、ベリーダンスの衣装をまとう素敵なお嬢さん。
大学でのサークル活動PR用撮影をされていました。



3月上旬、沼津市の狩野川沿いに位置する香貫公園には、早咲きで有名な河津桜が数本あります。

小さな公園ですが、毎年桜の開花を楽しみにしている市民が訪れます。

東日本大震災復興支援 『緑のリボン運動』参加へのお願い

静岡県行政書士会
常任理事会・理事会有志一同

この度の東日本大震災により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

私たちは今後本会が開催する種々の行事におきまして、会を挙げて継続して募金活動を行って参ります。しかし、ただ単に金銭を集めのではなく、私たちの気持ちを表すことも大切であり、広く県民の皆さんに対してメッセージを発することも社会的責任のひとつではないかと思います。

この度、平成23年4月13日に開催された常任理事会並びに理事会の賛同をいただき、東日本大震災復興支援「緑のリボン運動」を展開することになりました。

胸や肩に一枚のリボン。これを1,500人余の会員全員が身に付けることで発せられる統一されたひとつのメッセージ。

リボンであればソフトボール・グラウンドゴルフ大会や総会の場のみならず、仕事場や官庁の窓口等、四六時中、どこにいても内外にアピールすることができます。

東日本大震災復興支援「緑のリボン運動」の主旨をご理解いただき、身に付けていただく等、この運動への参加を謹んでお願い申し上げます。

静岡県行政書士会

がんばろう 日本

東日本大震災復興支援 『ポロシャツ』購入のお願い

「緑のリボン運動」と同じ主旨でネーム入りポロシャツを300着つくりました。

総会会場並びにソフトボール・グラウンドゴルフ大会会場で販売します。

主旨にご賛同いただき、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、ネーム入りポロシャツの販売利益は全額義援金として寄金いたします。

静岡県行政書士会

がんばろう 日本